

◆ ケアマネジャーのための情報誌 ◆

# ケアマネ SAPPORO

2015.2.1 発行

発行

一般社団法人  
札幌市介護支援専門員連絡協議会

事務局

〒001-0010  
札幌市北区北10条西4丁目1  
SCビル2F

TEL 011-792-1811  
FAX 011-792-5140

## 第92号

- P1~3. 「介護保険の改定に思う」 NPO法人シーズネット理事長 奥田 龍人
- P4. 札幌市からのお知らせ『私の個人情報流出している？ 詐欺的な勧誘にご注意ください!』
- P5. 今月のQuestion ~札幌市Q&A~
- P5. こんにちは！窓口(手稲区) [ケアマネ奮闘記①~あらいぶ居宅介護支援センター  
管理者 工藤 和香子]
- P6. KPC24 きらり★ポジティブケアマネジャー [ケアマネ奮闘記②~小規模多機能型居宅介護 神愛園かなやま  
管理者 盛藤 久美子]
- P7. ケアマネあるある！番外編
- P8. 知っ得(特別授業)「居宅事業所のケアプラン」指定居宅介護支援事業所ディ・グリーニ 義達 奈生美



## 介護保険の改定に思う

NPO法人シーズネット 理事長 奥田 龍人

介護報酬の改定案が1月11日に大臣折衝にて、2.27%のマイナス改定と決まった。介護業界にとっては大変厳しい数字となった。これから各サービス別の報酬ごとの単価が示されるわけであるが、ここでは介護報酬改定のたたき台の議論と地域医療・介護総合確保推進法で示された介護保険制度の改正の概要を参考にしながら、これからの介護サービスと地域包括ケアの在り方を、私見を基に解説してみたい。

### 介護保険制度の持続性を求めて～給付制限・負担増とボランティアの活用

今回の改正で明らかになったのは、少子高齢化がどんどん進み人口減社会に突入したこれからの日本社会に介護保険制度はなくてはならないものとなっているということと、だからこそ給付制限や負担増、地方自治体への丸投げ、高齢者を担い手とする

ボランティアの活動などで介護保険制度を持続可能なものにしていこうということである。

そのような意味で今回の改正をあぶり出す特徴的な点を6つ上げると、①高額所得者利用者の2割負担、②施設の補足給付の条件には資産（貯金・有価証券等）も評価する、③総合事業の費用総額はその市町村の後期高齢者人口の伸び率で管理する、④訪問介護20分未満の身体介護の算定は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護における当該利用者の単位数範囲内とする、⑤介護予防は市町村が責任を持つ、⑥高齢者による互助サービスの大胆な位置づけ、である。

①高額所得者利用者の2割負担は今回のもっとも大きな改定であろう。いずれは医療保険のように3割負担などへの第一歩の改定である。厚労省の資料では約2割の方が該当するということだが、必要なサービスの利用抑制にならないか心配でもある。

また、訪問介護の特定事業所加算Ⅰなど適用していれば1.2倍の自己負担が2.4倍にもなる。事業所としても頭の痛いところだろう。ただ、社会保障そのものが所得の再分配だから、持続可能性を考慮して負担できるところに負担してもらうというのはやむを得ない面もある。事業所の皆さんは、重要事項説明書を2通り用意したりすることなど忘れないように。

②施設の補足給付の条件に資産を入れたことは、これからの社会保険のあり方を問うきっかけとなるのではなからうか。社会保険には社会保険（国のいう「共助」）と社会福祉（国のいう「公助」）という範疇があるが、生活保護のようにあらゆる資産要件を問う社会福祉とは違い、社会保険では保険料や利用料はこれまで収入（フロー）に着目した設定で、資産（ストック）に着目した設定を設けることはほとんど無かった（例外的に社会福祉法人減免などあるが）。しかし、国が資料等で説明しているように、高齢者は収入は年金ぐらいしか無いが貯蓄は相応に持っている方が多いことは確かである。この並びで行くと他の社会保障サービスの負担もフローとストックを勘案して決めるようになっていくのだろうか。もっとも社会保障が充実していない不安があるから、自己防衛として貯蓄している高齢者が多いのではあるが・・・

③総合事業の費用伸び率を後期高齢者の人口の伸び率で管理するというのは、なかなかまっとうな仕組みと思う。介護給付費がどんどん伸びているのは必ずしも高齢者数が増えていることが最大要因ではない。介護保険が始まった平成12年から平成23年までの間に、要介護等認定者・利用者とも2.4倍の伸びであるが、この間の高齢者人口の伸びは1.2倍である。つまり、社会保険になったことで利用しやすくなったことやサービス事業者側の掘り起こし、社会全体で介護問題を取り上げることが多くなったことなどの複合的要因である。総合事業の伸びを要支援者等が増える後期高齢者人口の伸びに合

わせるというのは、社会保険を健全に運営するしくみに軌道修正することであり、今後、介護給付にも敷衍していくような仕組みと思える。

④訪問介護20分未満の身体介護の算定を、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の単位数の範囲内とするのは、包括報酬（まるめ）サービスへの移行のための苦肉の策といえよう。国が今後力を入れていきたいのは、重度要介護者の在宅生活を支える小規模多機能や定期巡回随時対応サービスなどの包括報酬サービスであるが、なかなか普及しない。普通の訪問介護で出来高払いの方が、事業者にはインセンティブが高い。それを包括報酬以上には支給しないという形で枠をはめたのである。「何回も必要なだけ行ってください。そのかわり出来高払いの上限管理をします」ということである。今後はまるめサービスにシフトしていくのだろう。

⑤介護予防の市町村への丸投げについては、その市町村民の健康は市町村が責任を持ってやっていたきたい、ということをついそう明確にしたのであろう。健康寿命を伸ばす施策は、普通の市町村の健康施策の充実に他ならないわけで、それを介護保険を財源にして市町村が創意工夫を持って出来ますよ、ということである。総合事業もそれと一体的に取り組むことで効果が期待される。今後、市町村の責任強化は介護保険サービスの方にも波及するだろう。

⑥総合事業で見逃してならないのは高齢者の社会参加を仕掛けていることである。団塊の世代が高齢者の仲間入りを完了する2015年、前期高齢者が後期高齢者を支える仕組みをつくらないとこの日本は持たなくなる。それを位置づけたのが互助サービスともいべき通所型Bと訪問型Bである。この担い手が地域住民となると退職した高齢者の参加が主体とならざるをえない。報酬は市町村の委託費になるが、担い手は最低賃金に満たない有償ボランティアとしての活動となろう。総合事業ではこの通所B・訪問Bの仕掛けがもっとも困難なものであろうが、

厚労省はICFの概念まで持ちだして市町村に社会参加出来る仕組みを求めており、介護予防としても優れた取り組みであるので避けて通ることはできない。

### 介護報酬の減額と介護人材確保の矛盾

このように持続可能な介護保険とするために給付抑制の仕掛けが随所にちりばめられているのが今回の改正といえるが、それでも厚労省にとって予想外だったのが消費税UPの繰り延べであったろう。これで社会保障のシーリングが厳しくなることはいうまでもなく、既に介護報酬の減額は既定路線となっている。メリハリを付けるということなので、とりわけ特養・通所介護・グループホームが厳しくなるらしい（入稿時点で）。

そうすると人材確保がいっそう大変になると予測される。しかし、国は人材確保のために介護職員処遇改善加算を継続し、現行のキャリアパス要件と新たな定量的な要件を満たす場合において上乘せ評価することとしている。介護報酬が下がる中でどのように職員の給与を上げることが出来るのか、まったく不透明である。給与に手を付けない分賞与が厳しくなるという見方もあるが、そもそも賞与が出ていない事業所も多いし、賞与がないということは、この業界に人材が更に集まらなくなるという悪循環に

陥ってしまう。介護業界でもスケールメリットを活かして経営してほしいという国の思惑はある程度進むだろうが、それでも厳しい経営環境になると言わざるをえない。

そして人材確保が何よりも喫緊の課題である。現在も介護職員が集まらず苦勞している事業所が多いが、将来はどうなるのだろうか。要介護者がどんどん増えていく中で介護福祉士の養成校に人が集まらないという現状に、今回の介護保険改正がどのような答えを出してくれるのだろうか。

私たちがただ悲観的に愚痴を言っても問題は解決されない。やはり、業界団体としてまとまって声を上げていく仕組みを作るべきなのだろう。

自分ができることとしては、所属するNPO団体で高齢者が高齢者を支える仕組みづくりにチャレンジしてみたい。それは、やはり介護保険サービスでは支えられない生活支援の様々なニーズに応えるサービスになるのだろうと考えている。

地域包括ケアシステムは、当初は医療と介護の連携をそのねらいとしていたが、現代的にはいろいろな事業主体がそのできることを通して社会参加を促す中で、様々な社会貢献のネットワークを形成していくことが、その求められているところなのだろうと思う。

札幌市ケアマネ連協お知らせ

## ホームページから支部の研修会等の参加申込みが可能です

研修会の参加申込みについて、現在ホームページの入力フォームからお申し込みが可能です。

「研修案内」ページおよび「区支部研修情報」ページにある [各支部研修会申込みフォーム](#) ボタンをクリックしてご利用ください。操作には、会員ログインが必要です。会員ログインのIDとパスワードは郵便封筒の住所シールに記載しています。

※なお現在お申し込みができる研修会は、ケアマネ連協が主催する各区支部の定例研修会、ケアマネ資質向上研修、全体研修会および札幌市主催の各区のケアマネマネジメント能力向上研修のみになります。

そのほかの研修会は受付できませんのでご注意ください。（今後受付できる研修を増やしていく予定です）

ホームページでは、ケアマネ求人案内や札幌市Q&A（会員ログイン後閲覧可）等も掲載しています。



随時、更新していますので、お時間許すときにご覧ください。



# 札幌市からのお知らせ

## 私の個人情報が流出している？ 詐欺的な勧誘にご注意ください！

札幌市市民まちづくり局市民生活部消費者センター

札幌市消費者センターでは、商品やサービスの提供、契約などに関して、消費者の皆様からご相談をお受けし、助言、あっせん等を行っています。今回は、主に高齢者の被害が多い消費者トラブルについてご紹介しますので、利用者や身近な方の被害防止にお役立ていただければ幸いです。

最近、消費者宅へ「あなたの個人情報が流出している。あなたの情報を削除してあげる。」などと電話をかけ、金銭をだましとろうとする手口が全国的に増加しています。中には、消費者センターや国民生活センターといった公的機関、又はこれに類似する組織をかたるなどの悪質なケースもあります。

全国の消費者センターにおける相談情報の分析を行っている（独）国民生活センターの報告によれば、トラブルに巻き込まれた当事者の多くは60歳以上で、およそ8割が女性です。また、中には、次々と異なる人物から電話がかかってきて消費者をだまそうとする「劇場型勧誘」の手口も見られるほか、1千万円を超える高額な被害にあった方もいます。

以下は、札幌市消費者センターの消費生活相談室に寄せられたご相談です。

「聞いたことのない業者から電話があり、『あなたの個人情報が漏れている。削除のために国から助成がもらえる。削除したいのであれば、書類を送付する。国から助成をもらえるので一切お金はかからない。他の業者から後日電話をする』とのことだった。翌日、その業者から電話があり『3万円の費用を支払えば、振り込みと同時に個人情報を削除する。』と言われた。詐欺ではないかと思う。」

相談室では、個人情報を削除するための国の助成制度は存在しないことを伝えました。また、流出した個人情報を削除することは困難と思われ、詐欺的な勧誘の可能性もあるので、支払いをせず様子を見るよう伝え、念のため、警察にも情報提供するよう案内しました。今後も、詐欺的な業者からの電話がある可能性があるため、引き続き注意することと、何か問題があった場合にはすぐに消費者センターへ連絡するよう伝えました。

### ポイント

- 「個人情報を削除してあげる」という電話は詐欺です。公的機関からこのような電話をすることは絶対にありません。相手にせず、すぐに電話を切ってください。
- 一度電話に出てしまうと切りにくくなります。日頃から留守番電話に設定しておいたり、発信者番号表示機能を活用したりすることも有効な予防策といえます。
- 一度お金を払ってしまうと、取り戻すことはほぼ不可能です。また、宅配便等で現金を送らせようとするケースもありますが、宅配便等で現金を送付することはできません。
- 被害者の多くは高齢者です。ご家族や身近なところにご高齢の方がいらっしゃる方は、お困りの様子がないか気配りをお願いします。

ご相談は

札幌市消費者センター消費生活相談室 電話 728-2121（平日9:00~19:00）

※利用者の方の消費者トラブルに関するご相談は、こちらの電話番号もご利用いただけます。

（一社）札幌消費者協会 電話 728-8300（平日8:45~17:15）



# 今月のQuestion

HOROGETSU NO QUESTION

『今月のQuestion』は、本会のホームページで公開している札幌市Q & A等の情報を掲載します。今月は、ケアマネの疑問に対する札幌市介護保険課の回答を紹介します。なお、過去の札幌市介護保険課の回答につきましては、ホームページ(会員の方)からご覧ください。

**Q** 認定結果が出ず、暫定ケアプラン（A）を発行していたところ、急遽、訪問看護が必要となり、更に2度目の暫定ケアプラン（B）を発行することになりました。さて、認定結果が出た際にケアプランを作成・交付しますが、確定のケアプラン（C）は1つですか、2つ必要ですか？3つ必要ですか？

**A** 認定結果が出た際のケアプラン（C）は1つです。この場合、認定結果が想定していた要介護度と同じであり、ニーズや目標、サービス内容等に変更のない場合は、2度目の暫定ケアプラン（B）で変わらないことをサービス担当者と本人や家族に確認しケアプラン（C）として確定します。ただし、暫定ケアプラン（B）の内容から変更がある場合は、札幌市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例第16条第3号から第11号までに掲げる一連の業務を行った上で、新しくケアプラン（C）を作成し交付する必要があります。  
※暫定ケアプラン（A）及び暫定ケアプラン（B）は破棄せず、記録として残しておく必要がありますので、ご注意願います。

札幌市介護保険課

**Q** 車椅子のレンタルがあり、冬季は返却する予定がある場合はどのような手続きが必要ですか？

**A** 福祉用具貸与を中止する場合は、居宅サービス計画の変更であるため、原則、札幌市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例第16条第3号から第11号までに掲げる一連の業務を行う必要があります。

札幌市介護保険課

※「札幌市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例」は、札幌市ホームページ⇒介護⇒介護事業者のみなさまへ⇒基準条例について のページからPDFファイルにて確認できます。

<http://www.city.sapporo.jp/kai-go/k200jigyo/documents/sapporosi-si-tei-kyotakukai-gosi-enn.pdf>



## こんにちは！窓口

顔の見える関係をコンセプトに行政や地域包括支援センターの主任ケアマネなどケアマネジャーと関わりの深い方々をご紹介します。

手稲区保健福祉課 保健支援係長 筒井 有美 さん



ケアマネジャーの皆様、日頃より大変お世話になっております。手稲区においても、高齢化が着実に進んでおりますが、住み慣れた手稲で、安心して、自分らしい暮らしを営んでいくことができるよう、皆様と共に考えながら頑張っていきたいと思っています。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

手稲区第1地域包括支援センター  
主任ケアマネ 藤田 修一 さん



H18年の地域包括支援センターの開設から勤務して早8年目を迎えています。当初は手稲区内に主任ケアマネが3～4名程度しかおらず寂しい思いをしたものです(笑)。現在では30名程度に増えた主任ケアマネの仲間、ケアマネの皆さんと手稲区を盛り上げていけたらと思っていますのでよろしくお願いいたします！

手稲区第2地域包括支援センター  
主任ケアマネ 泉 京子 さん



日頃よりケアマネジャーの皆様にはお世話になっております。第2包括が出来てはや5年目になります。その間職員も様変わりし紆余曲折もありましたが皆様方のお力をいただき切磋琢磨できたと感じています。「地域住民が安心安全でその人らしく生活する」為に今後も一所懸命頑張りたいと思います。これからも顔の見える関係を継続していきます。どうぞ宜しくお願いいたします。

## ケアマネ奮闘記 ①

あらいぶ在宅介護支援センター 管理者 工藤 和香子

現在主任ケアマネ研修を受講している私自身が、職業人として工夫していることをお伝えしたいと思います。

それは自分自身が元気でなくては、利用者や家族の声を十分に受け止めることが出来ないと考えています。そのため、精神面と身体面それぞれ実践していることがあります。

精神面では、学ぶということです。具体的には、家族と関わっていくということは親子関係と向き合うということです。残念ながら私自身、自分以外の親子関係については学んできていませんので、カウンセリングで様々な親子関係の形があることを学びながら、日々奮闘しています。また、スタッフともよく話をします。意見が違ふことで、一つの事柄が多面的に見えてくるので、一方的な思い込みからは解放されます。それでも落ち込んだ時には、一通の手紙を読みます。それは、看取りをさせていただいた娘さんからのお手紙です。その手紙を読むたびに「たった1つ満足してもらえる何かのお手伝いをするために私たちがいるんだ、そのためにはもっと本人と家族と話さなければ」と自分が不足しているものが見えてきて、次の一步を踏み出せるのです。

身体面では、週1回水泳に行きます。1キロ泳いで、お風呂に入り、マッサージをして1週間分の疲れと来週からのエネルギーを補給します。それから半日は自宅でゆっくり料理をします。普段は時間がなくてできない煮物などを家族との夕食のために作ります。

私たちの事業所は小さい事業所です。担当者会議などで会った他事業所ともよく連絡を取り合います。「この間はありがとう、助かったわ」その一言だけでも連絡するようにしています。お互いが感謝の気持ちを大切にできる事が、良い支援にも繋がっていくと思っています。



## ケアマネ奮闘記 ②

小規模多機能型居宅介護 神愛園かなやま 管理者 盛藤 久美子

小規模多機能型居宅介護神愛園かなやまが開設し、今年で8年目を迎えます。私は、開設以来ケアマネジャーをさせて頂いていましたが、昨年7月から管理者も兼務しております。とても忙しい毎日で、まさに『ケアマネ奮闘記』（笑）と思っていますが、充実した日々でもあります。

私は、特別養護老人ホームで長い間、介護の現場で仕事をしていました。施設ケアマネも経験しましたが、小規模多機能に異動になり、在宅で暮らしていらっしゃる方と接する事で、勉強になる事が沢山ありました。

施設では、その中で解決できる事が、在宅では、ご家族・地域・医療・様々なサービス資源などを活用しながら、その方にとって充実した日々が送れるように支援する…その難しさを痛感しています。

日々の中でいつも感じる事は、介護するご家族の心が元気でなければ、介護される側は幸せになれない！という事。ご家族は、とても疲れて悩んで泣きたくなる日もあります。そのような気持ちのご家族と信頼関係を作り、「相談できて良かった」と笑顔を見せてくれれば、きっとご利用者の未来は明るいものになる…と思うのです。

小規模多機能のサービスは、比較的自由がききます。そのメリットを最大限に活かし、住み慣れた地域での人間関係や暮らし方を大切に、安心して快適な日常生活をおくる事ができるよう、ご利用者様、ご家族様のお手伝いを、今後もさせて頂きたいと思っています。



### 医師との思い出その1



もう何年も前の事ですが、担当している利用者の家族の方が病院を受診。その病院の医師から突然ケアマネに電話連絡がありました。受診されている介護者の方が自宅で配偶者の方を支援していることは聞いているが現状どのような状態なのかを質問されてきました。

医師から直接、電話がかかってくるのがなかったため、大変、緊張しながら返答しました。状況を把握してくれた医師から「介護者が自宅に戻ると無理をして介護をする可能性もあるので入院を勧めて手配してみます、自宅にいる配偶者の方の支援にケアマネさんは走ってください。」と話してくれました。利用者本人だけを見ているのではなく世帯全体をとらえての健康状態を考えることをこの時、学びました。



### 医師との思い出その2

もう何年も前のことでケアマネに成り立ての頃の事です。今はありますが居宅事業所の算定加算の中にある「退院・退所加算」のない頃の話ですが、病院のMSWの方から事業所の近くにお住いの方で近く退院するので引継ぎを含めてカンファレンスに出席してくださいとのことでした。事業所から病院までの距離があり、往復だけで半日は終わってしまう所でしたが会議に参加してきました。入院の経過と病状の経過、退院後に必要と思われるサービスの種類と内容など話の内容が盛りだくさんでメモを取るだけで終わってしまい、とてもケアマネから質問をする余裕がなかったのですが、そんな困った感情が表情に出ていたのか、会議終了後に担当の先生に呼ばれケースの病気の事、注意点、観察してほしいポイント、病気の進行と対応等、わかりやすく説明をしてくれました。自分自身の勉強不足が情けなかったのと、担当の先生から病気からケースをとらえることの重要性を教えていただけたことがうれしく、今でも業務に役立っています。

貴重な経験だったと思います。医師や病院とつながること、患者、利用者と呼び方は違っても同じ方を、同じ方向性で支援することって大事ですね。

お互いの立場や教育課程の違い、1日、1か月の業務のまわり方、速さの違いをよく知ったうえで、協力し合える、お互いに学び、補えあえる関係って、忙しい職種だからこそ大切にしていきたいですね。

### ～皆様方のご意見や経験談等をお待ちしております～

ケアマネさっぽろへのご意見やケアマネとしての経験談(うれしかった、失敗談などなど)をお気軽にお寄せください。  
※匿名として受付いたします。

E-mail : [kouhou@sapporo-cmrenkyo.jp](mailto:kouhou@sapporo-cmrenkyo.jp)

ホームページ : <http://sapporo-cmrenkyo.jp/> (札幌ケアマネで検索可)

→会員登録後に表示される「ご意見ご提案受付フォーム」をご利用ください。



## ケアマネのためのスキルアップ情報コーナー

知っ得  
特別授業

## 「 居宅事業所のケアプラン 」

医療法人東札幌病院

指定居宅介護支援事業所ディ・グリュネン 義達 奈生美

制度改正も秒読み状態となり、今回もまた「ケアマネの質の向上」が一つの焦点となっています。振り返ってみると「質」問題は介護保険導入以来、ずっと多方面の方々からご批評をいただいている所ではありません。しかし、一ケアマネとしては釈然としない思いもあります。それは、この10数年少なくとも質の向上に向けた努力を、多くのケアマネは行ってきたと感じているからです。

ところで、質の向上とは何でしょうか。10年前に執筆された「ケアマネジメント」に関する小冊子を今でも時々読み返します。そこには「ケアマネジャーは何をする人でしょうか」という問いかけがあります。単にサービスを組み合わせるのではなく、人と人とを結びつける接着剤のようなものではないかと書かれています。利用者を取り巻く多くの資源が、ただ組み合わせられるのではなく「接着剤」によりお互いの力を引出し、影響を与え合う事で「利用者の幸せな生活」が実現できるのではないかという事です。

そのための大切な道具として、私たちは「ケアプラン」を作成します。

「その人らしいプラン」の作成により「利用者の幸せな生活」を達成するために必要な資源が結びつき、お互いに影響を与えながら支援を展開できるようになるからです。「その人らしいプラン」を作るためにはいろいろな技術が必要ですが、その中でも重要性は感じつつ忘れがちになるものに、①利用者さんの希望に対

しての「なぜ」という問いかけと、②「高齢者が生活してきた時代背景の理解」があるのではないのでしょうか。

周りはとても心配しているのに「大丈夫、何も困ってない」という利用者さんがよくいます。支援に困難をきたすことが多いパターンではありますが「なぜ困ってないと思っているのか？」を理解する所から始めないと単なる表面上の理解に終わり「接近困難事例」となってしまうのかもしれない。

その「なぜ」を理解するためには、その利用者さんが今まで生きてきた生活背景を理解する事がとても大切だと思います。そして、それは利用者さんの生きてきた時代を理解し、何を大切に生活してきたかを理解する所から始まります。モニタリングに何うと、昔話をしてくれる利用者さんがいます。それは無駄話ではなく、「その人らしさ」を理解する大切な情報となります。そして、過去と現在がつながることで「未来」が見えてきます。その人らしさを立体的に理解する事で「その人らしいプラン」にまた一歩近づいていきます。そして、そのプランを中心にケアマネという接着剤により接着された資源同士が、有効に連携していけるのだと考えます。

私たちは「良い接着剤となり得ているか」と、いつも心に留めておくことで「ケアマネの質の向上」にも繋がっていくのではないのでしょうか。

## ケアマネSAPPORO92号 (2015年2月1日発行)

発行元：一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会

編集：一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会 広報委員会

広報委員長：原田 哲也

広報委員：由井 康博 南 靖子 鈴木 晴美 長崎 亮一 和田 賢太 菅原 正枝

佐賀 正人 藤川 宏子

E-mail：kouhou@sapporo-cmrenkyo.jp

ホームページ：http://sapporo-cmrenkyo.jp/ (札幌ケアマネで検索可)